

令和5年宇治田原町全員協議会

令和5年3月29日

午前11時40分開議

議事日程

日程第1 行政諸報告

○令和5年度人事異動に係る基本方針について

日程第2 令和5年第2回（6月）定例会日程（予定）について

日程第3 その他

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本精	議員
	6番	宇佐美まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 宇治田原町議会全員協議会規程第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求め
るものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	奥村博巳	君
総務担当理事		奥谷明	君
総務課長		青山公紀	君

企 画 財 政 課 長 村 山 和 弘 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前11時40分

○議長（浅田晃弘） 本日は大変ご苦労さまでございました。

今期定例会は3月3日に開会以来、本日までの27日間、提案されました議案について、付託されました各委員会において議員各位の真剣な審議・審査によりまして議了することができました。

ただ、先ほどの本会議場の中で、日程第12、日程第13につきまして、議場内の採決結果の表示、これがシステムの都合上できませんでした。全員賛成ということでございましたので、お知りおきいただきたいと思います。

また、令和5年度の各会計の当初予算におきましては、原田委員長、今西副委員長の下、慎重に審査をいただき誠にありがとうございました。

それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第1、行政諸報告。

令和5年度人事異動に係る基本方針について、説明を求めます。奥谷総務担当理事。

○総務担当理事（奥谷 明） それでは、改めてよろしくお願ひ申し上げます。

私のほうからは、皆様方に事前に配付させていただいております、令和5年度人事異動に係る基本方針という一枚もの表裏でございますけれども、この資料に基づきましてご説明、ご報告を申し上げたいと存じます。

まず、令和5年度の人事異動でございますけれども、一番目に趣旨でございますように、多様化する住民ニーズ、また行政課題に的確に対応するとともに、各施策を安定的に継続・発展させるため限られた人員を適材適所に配置し、最大の効果を上げるという趣旨のもと実施したいと考えております。

2番、人事異動についてでございますけれども、令和5年度の人事異動に当たりましては各部署の事務事業が専門性を増す傾向にあること、また、現在の管理職員の多くが定年引上げに伴う役職定年を迎えますことから、本町の今後、将来を見据えまして職員個々の知識、経験等を重視した適材適所の人員配置に努めることといたしております。

以下、実施項目といたしましては、①から④の主眼で実施するものでございます。

まず①定員適正化計画等に基づく退職者の補助ということで、この令和4年度末で退職する職員につきまして、町の定員適正化計画等に基づきまして基本的に退職者の補充を行わせていただきます。なお、専門性や豊富な行政経験を有する再任用職員、専門官

と呼んでおりますけれども、それにつきましても任用を継続したいと考えております。

②将来を見据えた人員配置ということで、先ほども申しあげましたように、現在の管理職員の多くが定年引上げに伴います役職定年を迎えますことから、将来を見据えまして本町のまちづくりの重点施策の企画を担える職員の育成を図る、また、長期にわたり同一部署で業務を担当していた職員についても、できる限り配置変更を行うものでございます。

③職員の経験・実情を踏まえた人員配置及び定期異動ということ、それから、④といたしまして、会計年度任用職員の積極的な登用と配置換えということで、町施設の責任者としての役割を担うことができる会計年度任用職員を積極的に登用いたしますとともに、ジョブローテーションの観点から会計年度任用職員につきましても配置換えを一部行わせていただく予定でございます。

一番下段でございますが、今回の異動内容、会計年度任用職員を除きまして記載のとおり、課長級が4名、うち昇格が2名、課長補佐級4名、うち昇格は3名、係長級7名、うち昇格が3名、主任・主査級が5名、うち昇格が3名でございます。主事級が6名の異動、新規採用が4名で退職が5名、合計35名の異動となっております。

参考として裏面をご覧いただきたいんですけども、異動時期は令和5年4月1日付でございます。なお、退職者につきましては、3月31日付となるものでございます。

職員構成といたしましては、この下段に書いておりますとおり、令和4年4月1日と令和5年4月1日予定の総数を見ていただきますと、一年前が128名で今回127名ということで1名減となっております。

これにつきましては当初同数を確保したいと考えておりましたが、内定辞退等によりまして1名減となったものでございまして、このあたりの対応につきましては先ほど申しあげましたが、表面に再度お戻りいただきたいんですけども、実施項目の④で申しあげましたように会計年度任用職員の積極的な登用ということで当面对応を図らせていただきたいと考えておりますとともに、全体の状況を見定める中、年度途中での職員採用も視野に入れながら状況を見定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。私のほうからは以上でございます。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。馬場議員。

○議員（馬場 哉） 一つ、お聞きしたいと思います。

この2番の人事異動について、管理職の多くが定年引上げに伴い役職定年を迎えると思います。そういう影響があるというのは存じ上げておりますけれども、この4番の会

計年度任用職員の積極的な登用というところで、会計年度任用職員は雇用条件も一般職員と変わらない状況までできましたが、基本的には平たく言えば、私がそういう理解をしたらいかんのかもしれませんけれども、会計年度任用職員というのは基本的にはアルバイト的な感覚の人が来てはるというふうに理解はしていたんですけれども、そういう方々に町の施設の責任者の役割という、そういうポジションというか役を与えるという部分の責任を認容していいものかどうかというそこら辺のちょっと理解が。その辺りをもう一度説明をお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） ただいまの、会計年度任用職員の職責につきましての考え方につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

確かに、私ども一昔前までは臨時職員というような位置づけであったかと思うんですけれども、会計年度任用職員という制度ができて、さらには近年になりまして期末手当等も支給する状況になりました。こういうことも併せ持って我々考えておりますのは、ほぼ正職員と変わらないような位置づけである。

したがって、単なる容易で定型的な業務だけではなく、最近では例えばそれぞれの所属にもたくさんいますが、一定の決裁行為をすとか支出命令をすとか、そういう業務まで近年は担っていただいているというところでございます。

したがって、ほとんど職責としては正職員ではなく会計年度任用職員というところではございますけれども、そういう職の内容に位置づけているということでございまして、今、お尋ねの町施設の責任者としてのというところでございますけれども、そういう役割を担っていただくことができる、そういうご経験等もお持ちの方について、会計年度任用職員という職責ではございますが、これまでのご経歴等を鑑みましてこういう職責を担っていただける方であろうということで配置をさせていただくというものでございます。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） その点は、今理事がおっしゃった部分では理解しましたし、これが第7次行政改革大綱で令和5年度から計画も含めて人員を前倒しで見直すというふうに書いてある部分なんかというふうに、今、思ったりも理解もしているんですけれども。

一つ、懸念というか、もちろんその職責を担える人が会計年度任用職員であっても、そういう職責を担うということは理解できましたけれども、今後人材育成の面で、できることならもっと若い方にもそういう責任を任せてもらえるような、任用するという、

職責を与えるという部分で言ったら、平たく言ったら、上がつかえるよりもしっかり若い人に責任与えて活性化していくほうが今後の町の未来、また役場のためにもなると思うんですけども、その点を少し説明いただけたら。

○議長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） その点につきましては、確かにごもっともなことでございまして、私どももそういう人員配置が必要であろうかと考えております。

例えば今回の3月議会でもご可決賜りました職員の定年に伴います関係でございますが、65歳まで順次定年延長していきますが、その職責をずっとその定年延長に合わせていくというよりも、そういう次代を担う次の新陳代謝等も考える中で、国の制度に基づいて、それまでの例えば課長なり理事とかでいたものが基本的には7割相当の給料になって、いわゆる係長相当になるというその制度そのものがやはり次代の人員の成長と言いますか、担っていただく方々の配置を進めていく上でそういう制度になっておると。

もちろん会計年度任用職員と正職員との関係というようなものもございましてけれども、ベースとしては将来を見据えた人材育成というのは非常に大事なこととっておりますので、そういう定年延長の話と、また会計年度任用職員の採用等を総合的に考えて将来を見据えた人員配置にしていきたいという考えでございまして。

以上です。

○議長（浅田晃弘） ほかにございせんか。原田議員。

○議員（原田周一） 1点だけちょっとお聞きしたいんですが、資料の一番裏のページに構成が出ています。令和4年、令和5年、こう見ますと、女性職員の管理監督職という部分がほぼ令和4年と変わっていないということなんですけれども、国のほうでもそういう管理職への女性の登用ということを生懸命進めようと考えているわけなんですけれども、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 国の考え方もよく理解をしておりますけれども、女性だから男性だからという意識は私にはございませんでして、やっぱり本人の能力、資質、これを優先してこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○議員（原田周一） 当然、今、町長言われたように、資質、あるいは指導力というんですか、そういったもの含めて見識含めて必要やと思うんですけども、やはり世間的に

行政が率先して女性をできる限り登用していくというような雰囲気をつくらないと、民間企業への波及効果ということもありますんで、男性、女性ということはないということをおっしゃっていますけれども、できる限りそのあたりも含めてお願いしたいと思うんですけれども。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 何度も申し上げますけれども、男性だから女性だからということは全く私自身は考えはございませんでして、やはり本人の能力、資質、またコミュニケーションの能力、そういう部分を重視しながらある職に就いてもらうというのが基本でございます。そういった中で、女性の視点でというそういう部分の仕事もございますので、やっぱりそういうことも考慮しながら今後取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 原田議員。

○議員（原田周一） よろしく願いいたします。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、日程第2、令和5年第2回（6月）定例会日程（予定）についてを議題といたします。

昨日、28日に議会運営委員会が開催され、お手元に配付のと通りの日程（予定）となりましたので、よろしく願いいたします。

次に、日程第3、その他でございます。何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようでございますので、昨日の議会運営委員会で町当局より申出がありました。議場でのほっぴ着用について、本町の特産品となっているお茶をPR、また、お茶の町宇治田原をPRする、議会としてもそれを後押しをしてきたことからこれを許可いたしました。

また、その運用につきましては、議会運営委員会の際に町当局より申出を受けまして、当該定例会の初日、開会日のみ本会議での着用を許可したいと思っております。これにつきましては議員各位におかれましてもクールビズと同様、町当局がクールビズを行うということに今まででも賛同してまいりましたし、議員においても着用を当局と同じようにこれを許可したいと思いますので、議員の方も賛同される方はほっぴ着用を許します。以上でございます。

ほか、何かございましたらよろしくお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長（浅田晃弘） ないようでございますので、当局側から何かございますか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） 事務局より。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○議長（浅田晃弘） ないようでございますので、これで全員協議会を終わります。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時57分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘